

答申第 901 号

諮問第 1583 号

件名：非違行為に関する速報等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 24 日付け、同年 12 月 12 日付け及び同月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 6 日付け、同月 26 日付け及び同月 28 日付けで行った 4 件の不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである（各審査請求書において重複する部分は除く。）。

(ア) 平成 29 年 12 月 6 日付け不開示決定に対する審査請求書

請求内容は、2017 年度の「非違行為報告書」、等特に、教員の暴力、暴言等に関するもの。「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示（公開）してきている。今回の不開示は、これまでに開示（一部）されてきた事にも反する。

別件で、一部開示された文書では、文書名は「非違行為に関する速報」「非違行為（ストーカー行為）報告書の提出について」「非違行為報告書」「教職員の非違行為に対する校長意見書」「審査表」「教員の処分について（通知）」「意見書」等があった。この時の（別件で）、一部開示された、文書と、表題、項目がまったく同じであるかどうかは不明であるが、全面的に不開示にする（少なくとも表題すらも不開示にする）理由はない、不開示にすることは違法である。処分庁には、公開原則に従ってもらいたい。憲法に保障された、知る権利を安易に侵さないでほしい。

仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等をも

開示にする理由は見当たらない。しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、処分庁の反論を確認したうえでしか反論ができない。反論できないことをもって、不開示とする理由しかないとしたら、開示すべきである。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

念のために、開示しないとした、処分庁の理由は、条例部分を述べているにすぎない。最近の報道で、(要約すると)「公文書、条例条項のみ理由に条例違反」という審査会答申(滋賀県情報審査会)ということである。記事によると、1992年の最高裁判決で、「非開示の根拠規定を示すだけでは理由として不十分」とされる。不開示にされている、各事項、項目、内容に関して、具体的に説明をすることが処分庁には求められるということである。それらの説明もなく、権利侵害、中立性が損なわれる、支障をきたす、「おそれがある」ということで不開示にすることは許されないということである。予想的なこと等で開示しないことは、行政行為としては許されないということである。さらに、最高裁判決の趣旨を、認識して、処分庁は、開示もしなければならぬということである。

今回の非違行為報告書、速報は、職員の職務行為中である。公務員の、不祥事防止に取り組むためにも、職員の職務行為という観点からも、早急に開示、公開されることが求められる。

(イ) 平成 29 年 12 月 26 日付け不開示決定に対する審査請求書

請求内容は、2017 年 12 月 12 日「体罰」報道に関するもの。教員の暴力、「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示(公開)してきている。

請求者は、原則公開を求めている。今回の不開示は、これまでに開示(一部)されてきた事にも反する。

(ロ) 平成 29 年 12 月 28 日付け不開示決定(29 教職第 1006 号)に対する審査請求書

請求内容は、2017 年 12 月 14 日「体罰」報道に関するもの。教員の暴力、「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示(公開)してきている。

仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。通知書にも、平成 29 年 11 月 1 日、同 11 月 24 日、同 12 月 11 日の日付が記載されている。この日付等がわかるものは少なくとも公表できるということである。

しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、処分庁の反論を確認したうえ

でしか反論ができない。反論できないことをもって、不開示とする理由しかないとしたら、開示すべきである。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

本件請求事案に関する件は、「人事管理に関する情報」ということを述べているが、どのような人事なのか不明であるが、事件が起きてから時間が経過していること、また「暴行」事案ということから、再度処分内容を検討するかは不明である。そうだとしたら、停職若しくはそれ以上と推定される。

被害者がいることを考えると、その被害者の受けている心の「傷」の回復のためにも、処分内容は、加害職員を同じ教室に立たせることは困難であるといえる。報道では、現状がそうであることを物語っている。また、不安感を持つ児童に安心を保障するためにも、処分も早急に出されなければならない。以上から、再処分があり得るかどうか不明だが、早急に発表されてもいいのではないかといえる。この審査請求についての裁決等は、再処分があるとしたら、そのあとと予想される、が時間的なことを考えると、裁決が、全面的な「原則公開」ということになっても、処分庁が危惧されることもないといえる。

(エ) 平成 29 年 12 月 28 日付け不開示決定 (29 教職第 1007-1 号) に対する審査請求書

平成 29 年 11 月 1 日付速報、同年 11 月 24 日付 (報告)、同年 12 月 11 日付 (報告) が開示されないとされた文書である。

しかしながら、開示しないとされた、理由が具体的に、どれがどれをさすのか不明である。説明が明確でない理由で不開示することは違法である。

また、本件不開示とされた、事案は、報道では、教員、公務員のこどもに対する暴力、暴行事件である。また、職務中の事件であるということからも、事実関係をすみやかに公開されなければ (開示されなければ) ならない事案である。事件を、処分庁は軽視しているとしかいえない。

被害者の不安等を早急にとりのぞくためにも事実関係をあきらかにする責任が行政にはある。本件は、処分 (加害者の) が関係しているからということ処分庁として主張されたいとしても、本件は、免職等が想定される事件であるから、考慮されているかも知れないが、被害者、関係者等優先 (当然保護者会はおこなわれているとしても) で、対応することが行政には求められている。

現在まで、処分を含め、明らかにされていないことに疑問と不信を感じる。こどもの不安、保護者に対する不信をなくすためには、早急に、公開されるべき事案である。

これまで、「体罰」や非違行為報告、速報については、開示されてきている。確かに一部開示であるかも知れないが、請求人は、原則公開を求めるものであるが、全面的非公開、今回の不開示は、これまでの対応に反するものであり、違法といえる。

仮に、処分庁の開示しない理由が妥当としても、速報、報告があることは、示されているし、その表題、日付についての記載部分は開示せざるをえないことは、明らかである。全面不開示にはできないということである。まさか、それを知りたかったら再度、請求をせよということをいわれるわけではないと思う。

再度のべるが、不開示ゆえに、具体的に反論できない。処分庁の具体的説明をみて、反論する予定である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

併合された、審査であるので、特に、「体罰」ということについてと、特定の市立小学校（以下「本件小学校」という。）での体罰事案における非違行為についての文書を、処分庁が不開示にした件について、反論をする。

生年月日については、開示されることは求めない。

本件小学校の件は、「体罰」ということで報道、小学生の頭を黒板にたたきつけ、2年前も児童転ばせ骨折、体罰と判断せず、そして、暴力ということの有罪判決を受けている。「体罰」と判断されなかった事件が、暴力という結論につながったということである。暴力が100回近く及んだとの供述内容、との報道もある。

「体罰」当時の本件小学校、加害教諭の申立書3枚と、校長の意見書が別件の情報公開請求で公開されている。

教諭の申立書には、「理解が進まない…おでこを黒板に、3、4回ぶつきました」とある。なぜ当時、教諭が児童に対して、暴力を行使したのか、暴力を有効、として選択したのか、等の背景が不明である。このときなぜ暴力ということに入ったのか、どのような時に暴力行為に出るのかなど、自己分析等がなされていないことに、問題を感じる。

その後も、「黒板に額を2回ぶつけてしまいました」。

3枚目の申立書は、平成24年7月9日付のものである。なぜ当時、「体罰」等を選択したのか等の自己分析はない。校長の意見書には、当時の教諭に対して、自制心の欠如が引き起こした…とあるが、なぜ自制心の欠如なのか、自制心の欠如でなぜ暴力行為になるのか等の分析が不十分ではないかといえる。速やかに、「体罰」事案が厳密に分析のもと、公表、公開されていたら、周囲の関係者が、「体罰」克服に向けて取り組めたのではないかといえる。

弁明書において、「これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないため」処分庁は不開示の理由を述べる。しかしながら、教諭の「体罰」は、不登校や、体罰を見聞きし心を痛めた、体罰を見たりしたことが、うつ進行、自殺に至ったということ、いまだに理解、認識されていないということである。

家庭内 DV が、その子供に、非常に大きい、影響を及ぼすことは、広く知られたことである。

また、マルトリートメント（不適切な養育）が、大人（親）の子どもに対する暴力行為と理解されることが、子どもの脳を変形させる。影響を与えるということである、ということもいわれている。大人の暴力が、子どもを、不登校になったり、自殺に至るとということが報道されている。本件小学校の事例は、全国的にも問題になっている。「体罰」教諭の情報を速やかになされていたら、本件小学校の「体罰」というより、暴行は防がれたかもしれない。小学生が、恐怖におびえることもなかったといえる。本件小学校の校長らの対応も、的確なものになっていたかもしれないということである。処分庁は、それでも、生命等を保護するために公にする必要はなかったといまだに思っているのか、疑問をもつとともに、問題であるといえる。自ら受ける「体罰」でなくても恐怖や、理不尽さを感じ、追い詰められる児童、生徒がいることを処分庁は深く受け止めてほしい。

「体罰」暴力行為の事実は速やかに公開され、児童、生徒、保護者等も知っておく権利があることは当然である。自らの生命と健康、（精神と肉体）を守るために必要な情報であるということである。

「体罰」教諭は、依存症的な傾向にあるのではなかったかといえる。その事が理解されていたら、関係者、児童生徒保護者も、配慮することもできたのではないかといえる。おびえる児童も何とかできた可能性もある。

処分庁等には、安全配慮義務がある。しかしながら、本件小学校も、組織的に機能不全のところがあったのではないかといえる。これからは、問題点に関する解決は、身内でやっているのではないかということから、脱却しなければならないということである。

校長の判断だけで、「体罰」かどうかを、決めているとしたら、本件小学校教諭の事例は防げない。

今後は、「体罰」に関しては、自校生への、「体罰」ということでも、教諭名、学校名は公表されるべきということである。同様に考えると、その他の自校生への、不適切行為等も教諭名等、及び学校名は開示されるべきということである。本件審査請求に対する処分で、職員に対する処分検討中だから、人事案だから、という不開示理由を述べられているが、「体罰」がいけないということでは学校長、加害者教諭も認めていることであるが、職員の違法行為に関する処分、人事案件について、同様に、生命、

と健康に関する事案である「体罰」対応も同時進行で進めなくてはならないことであり、本件審査請求においては、公開請求が認められる裁決を求める。知る権利（事実の確認）が、職員処分のため、人事案件、ということで、事件が起きてから、1年以上たってから、審査請求の要求が認められるとしたら、同様の第二の事件等が発生していることになることも考えられるということも考慮してもらいたい。

弁明書において、名称その他行政文書を特定するに足りる事項において記載して明らかにしているとあるが、そうであるならその分だけでも開示できるということであるから速やかに開示してもらいたい。開示できることができるところがあるなら開示すべきである。

文書にある内容、事項、について、原文にあるものを請求人は見たい、知りたいということである。開示できる事項等があるにもかかわらず不開示にすることは違法であることは明らかである。

弁明書において、理由を合わせて記載しておりとあるが、これでは説明になっていないことはあきらかである。具体的な説明が求められているのに、処分庁の説明とされるものは、条例等の附則等のようなものの記載である。

例えば、表題等の、不開示は、見せることのできない根拠理由等の説明が、不開示文書に記載しているということは、すり替えであるとしか言いようがない。現在、請求人は、本当はどのような文書なのか枠組みも含めて一切知らされることがない。反論ができない状態であることを考えてもらいたい。まず本件等、「体罰」事案は、原則公開、速やかな開示がなされることを求めるものであり、審査会においても配慮等された裁定を求めるものである。

今後の公開請求に関しても、原則公開ということに従った公開を求める。

3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る4件の不開示決定に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、対象となった行政文書が重複しており、同様の不開示理由により不開示決定をしたものであることから、実施機関は、当該4件の審査請求を併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成29年度の本件小学校での体罰事案における非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その全て

を不開示としたものである。

ア 文書 1 について

別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）は、発生した非違行為について、当該非違行為を行ったとされる教職員（以下「加害教員」という。）の所属の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会事務局に提出したものである。

当該文書には、加害教員の所属校、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2 について

文書 2 は、文書 1 を提出した後、加害教員の所属の教頭が、改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、校長の意見書及び加害教員の申立書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には作成者、加害教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、被害児童の氏名、年齢、性別、負傷の状況等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置等が、校長の意見書には校長の氏名、意見等が、加害教員の申立書には加害教員の所属、氏名、申立て等が記載されている。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、文書 2 を提出した後、新たな事実が明らかになったため、加害教員の所属の教頭が非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、非違行為報告書及び加害教員の申立書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には作成者、加害教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、被害児童の氏名、年齢、性別、負傷の状況等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置等が、加害教員の申立書には加害教員の所属、氏名、申立て等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、加害教員の所属、氏名、生年月日、年齢、性別及び申立て、被害児童の氏名、年齢、性別及び負傷の状況並びに校長の意見が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個

人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、加害教員は公務員であるが、文書1から文書3までは、加害教員の処分を検討するために用いられる文書であって、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいて公表をしているところであるが、本件については処分の内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する情報が記録されている。

(3) 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、加害教員、被害児童、関係する教職員等からの聞き取りの内容、校長の意見、加害教員の申立て等(以下「聞き取り内容等」という。)が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されないことにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、内部での審議、検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、職員の任命権者である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長、

教頭等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、被害児童やその保護者からの聞き取り内容、事実経過をどの程度まで開示するのか、記者発表等でどの程度まで公表するのかについての具体的な内容は処分が確定するまで定まっていない。そのため、確定していない処分に係る非違行為の内容について、一部でも開示することになれば、今後、事実把握のため正確な情報を入手することも困難となるおそれがある。

また、前記(3)において述べたように、審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、不開示決定を行ったことは、これまでに一部開示決定をしてきたことに反すると主張し、過去に一部開示されたと思われる行政文書を添付している。しかし、開示決定の内容は、開示請求の時期、事案の内容等によって異なるものであり、例えば、懲戒処分等の内容が確定した後であれば、事案の内容に応じて一部開示決定を行うこともあり得るが、本件開示請求に対しては、処分の内容を検討している段階であったことから、前記(2)から(4)まで述べた理由により不開示決定を行ったものである。

また、表題等を不開示にする理由はない旨も主張しているが、本件行政文書の表題及び日付については決定通知書の別紙「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」において記載して明らかにしている。

さらに、各審査請求書において、1992年の最高裁判決で、「非開示の根拠規定を示すだけでは理由として不十分」とされるため、本件処分は不適法である旨主張している。審査請求人が示す「最高裁判決」とは、平成4年12月10日付最高裁判所判決（平成4年（行ツ）第48号）であると思われるが、当該判例では、非開示決定の通知書に、非開示の理由として、「条例第9条第8号に該当」と記載されているにすぎないときは違法であるとされている。本件処分においては、決定通知書の別紙において、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由を合わせて記載しており、単に根拠規定のみを記載した当該判例の事案とは異なるものであ

る。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年度の本件小学校での体罰事案における非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、その構成及び記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

実施機関によれば、懲戒処分等の内容が確定した後であれば、事案の内容に応じて一部開示決定を行うこともあり得るが、本件開示請求に対しては、処分の内容を検討している段階であったことから、全部を不開示としたとのことである。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、加害教員の行った非違行為等の事実経過等の内容が記載されている

ことが認められ、当該内容は、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

実施機関によれば、本件行政文書に記載された情報は、処分の内容を検討している段階の情報であり、内部での審議、検討がまだ十分でない情報であるとのことである。

本件不開示決定の時点では、本件非違行為に係る処分の内容を検討中であって、事実確認等が不十分な状況であったことからすれば、本件行政文書に記載されている未成熟な情報や、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が開示されることを意識して、具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}する結果、内容が形骸化することにより、審議、検討等に必要不可欠な情報が得られなくなり、県教育委員会の意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、及び作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、前記(3)及び(4)で述べたとおり、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 非違行為に関する速報（平成29年11月1日付）

文書2 教職員の非違行為について（報告）（平成29年11月24日付）

文書3 教職員の非違行為について（報告）（平成29年12月11日付）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.7	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12.7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31.2.22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.19 (第571回審査会)	審議
1.5.31	答申